平成２１年（フ）第９９１号
高知県吾川郡いの町池ノ内1236番地
破産者　糸川　理香
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９９３号
高知県南国市大埇甲950番地13
破産者　水谷　惠子
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９９７号
高知市瀬戸西町１丁目174番地、申立時住民票上の住所高知市長浜6557番地23
破産者　濵口　敏宏
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０００号
高知市石立町103番地
破産者　戸田由美子
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１００９号
高知市百石町４丁目22番15号
破産者　髙松希久子
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延2434番地１
破産者　赤尾　清子（旧姓楠野）
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１５２号
福岡県直方市大字感田1595番地９、住民票上の住所北九州市八幡西区瀬板１丁目３番８号
破産者　永井　　彰
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１１０号
長崎県島原市南下川尻町8082番地１
破産者　山邉　美幸
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
宮崎県延岡市須崎町５番地２
破産者　熊本　朝文
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３１３号
宮崎県延岡市粟野名町1537番地
破産者　黒木　康則
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第７４１号
鹿児島県鹿児島市小山田町62番地　13号
破産者　木山由紀子
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８７０号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目27番地１　市住34―32号
破産者　内　　由美
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８７４号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目２番３号　わかさアパート202
破産者　木佐貫　毅
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８８９号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目26番50号
破産者　藤田　英雄
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第５３号
福岡市東区御島崎１丁目40番612号
再生債務者　三澤　澄子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月24日まで
4　一般異議申述期間　平成22年３月31日から平成22年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第７７号
福岡市東区唐原５丁目６番18号
再生債務者　鶴川　隆三
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月24日まで
4　一般異議申述期間　平成22年３月31日から平成22年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再イ）第１００号
佐賀県小城市牛津町牛津17番地２
再生債務者　大坪　哲治
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月24日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月７日から平成22年４月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（再イ）第６号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字二河原邊44番地
再生債務者　浅岡　　豪
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月25日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月１日から平成22年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再イ）第２１号
堺市南区新檜尾台４丁16番５―108号
再生債務者　上念　淳史
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月25日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月１日から平成22年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再イ）第２３号
堺市中区深井北町798番地16
再生債務者　菅沼運送こと　菅沼　伸夫
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月25日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月１日から平成22年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再イ）第８６３号
福岡県筑紫野市湯町１丁目21番15―413号
再生債務者　阿部　邦明
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月25日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月１日から平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第４９号
福岡市東区香椎浜４丁目２番５―1802号
再生債務者　辻口　俊一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月25日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月１日から平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第６０号
福岡市博多区堅粕４丁目５番16号
再生債務者　高野ひとみ
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月25日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月１日から平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部